

副本

令和4年(行コ)第198号 持続化給付金等支払請求控訴事件

控訴人

被控訴人 国(所管行政庁 中小企業庁)

ほか2名

準備書面(1)

令和5年6月15日

東京高等裁判所第14民事部イ(ホ)B係 御中

被控訴人国指定代理人

奥江隆太

友延裕美

針生 淳

中村志緒香

杉山春男

村川拓也

田中一軌

池永優太

小澤文徳 

田中隆博 

小高真知子 

廣川修子 

被控訴人国は、御庁から提出の要請があった「性風俗関連特殊営業について、災害対応も含めて公的金融支援や国の補助制度の対象とされてこなかったことに関する客観的な資料」（当審第2回口頭弁論調書参照）につき、乙第6ないし第11号証を提出するとともに、その内容等につき、令和5年6月15日付け証拠説明書(1)の立証趣旨に補足して説明する。

なお、略語等は、従前の例による。

1 平成30年度被災地域販路開拓支援事業 小規模事業者持続化補助金(乙6)

「平成30年度被災地域販路開拓支援事業 小規模事業者持続化補助金」は、平成30年6月28日から同年7月8日にかけて中国地方を中心に生じた記録的な大雨によって、多くの小規模事業者が、生産設備や販売拠点の流出・損壊や、顧客や販路の喪失という状況に直面したことから、こうした小規模事業者の事業再建を支援するため、経営計画に沿って販路開拓に取り組むのに要する経費の一部を補助する事業である(乙6・1ページ)。

同事業の公募要領(乙6)23ページに、当該事業の対象外となる事業として「事業内容が射幸心をそそるおそれがあること、または公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの、公的な支援を行うことが適当でないと認められるもの」が挙げられており、それに該当するものとして「性風俗関連特殊営業」が明示的に例示されている。

2 平成28年度熊本地震復旧等予備費予算被災地域販路開拓支援事業小規模事業者持続化補助金(乙7)

「平成28年度熊本地震復旧等予備費予算被災地域販路開拓支援事業小規模事業者持続化補助金」は、平成28年に発生した熊本地震の影響で、顧客や販路の喪失という状況に直面した九州地方の小規模事業者が、商工会・商工会議

所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓等に取り組む費用を補助する事業である（乙7・3ページ）。

同事業の公募要領（乙7）39ページに、当該事業の対象外となる事業として「事業内容が射幸心をそそるおそれがあること、または公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの、公的な支援を行うことが適当でないと認められるもの」が挙げられており、それに該当するものとして「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条において規定する風俗営業」が例示されている。そして、この例示内容からして、同条5項に規定する「性風俗関連特殊営業」をも対象外とする趣旨であることは明らかである。

3 平成26年度補正予算 創業・第二創業促進補助金（乙8）

「平成26年度補正予算 創業・第二創業促進補助金」は、新たに創業する者や第二創業を行う者に対して、その創業等に要する経費の一部を助成する事業で新たな需要や雇用の創出等を促し、我が国経済を活性化させることを目的とする事業である（乙8・2ページ）。

同事業の募集要項（乙8）4ページに、当該事業の対象外となる事業として「公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条において規定する風俗営業など）」が挙げられている。そして、この括弧内の例示内容からして、同条5項に規定する「性風俗関連特殊営業」をも対象外とする趣旨であることは明らかである。

4 原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」（乙9）

「原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」」は、平成23年に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所事故の被災区域に事業所を有する中小企

業等の事業継続・再開に向けた長期・無利子の融資制度である（乙9・1及び2枚目）。

同制度の制度案内（乙9）2枚目には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条において規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業を行う者などは当該制度を利用できない旨列記されており、「性風俗関連特殊営業」を行う者が明示的に適用外とされている。

5 セーフティネット保証5号制度（乙10及び11）

セーフティネット保証5号制度とは、中小企業信用保険法2条5項5号に基づき、当該事業を行う中小事業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じているとして経済産業大臣が指定する業種に属する中小企業者に対し、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80パーセントの保証を行う制度である（セーフティネット保証5号の概要・乙10）。

現在公表されている「セーフティネット保証5号の指定業種（乙11・指定期間は令和5年4月1日から同年6月30日まで）」10ページ枠外に、「以上に掲げる業種であっても、適正化法（引用者注：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）第2条第5項に規定する営業は除く。」と記載されており、同項は「性風俗関連特殊営業」の規定であるから、対象外であると明示的に記されている。

以上